

健康保険法において手術数の揭示が必要とされる手術

(医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号)

(症例数は、令和6年1月1日～同年12月31日)

1. 区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	1
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	7

2. 区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	6
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術 104

その他の区分に分類される手術 手術の件数

ア	人工関節置換術	24
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	16
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	0
	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	0
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	
	急性心筋梗塞に対するもの	4
	不安定狭心症に対するもの	3
その他のもの	21	